

屋久島町地域脱炭素マスタープラン策定事業業務委託提案競技実施要領

1. 件名

屋久島町地域脱炭素マスタープラン策定事業業務

2. 業務概要

2.1. 調査の目的

屋久島町（以下、「本町」という。）は、世界自然遺産の登録に先立ち、「屋久島環境文化村構想」を平成4年に策定し、自然環境の保全を図るとともに、自然と人が共生し地域を振興する屋久島ならではの地域づくりを目指している。また、構想の実現に向け、平成5年に「屋久島憲章」を定め、地域づくりに取り組んでいる。このように、自然環境の保全と地域振興の両立に取り組む屋久島町であるが、近年、全国的にも気温上昇が原因とみられる深刻な気象災害が多発しており、屋久島町においても、過去に経験したことのないような集中豪雨等も発生している。

このため、本事業では、屋久島町の地域課題解決につながるよう、水力発電などの再生可能エネルギーを最大限活用するための戦略を検討し、2050年に向けた地域脱炭素マスタープランを策定することを目的とする。

2.2. 調査内容

本事業では、以下の8項目について検討を行う。

- (1) 地域の課題整理とエネルギー使用状況の現状把握
- (2) 2030年・2050年におけるエネルギー使用量とCO₂排出量の推計
- (3) 再生可能エネルギー導入の現状とポテンシャル調査
- (4) 再生可能エネルギー導入に係る住民・事業者へのアンケート調査
- (5) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの検討
- (6) 再生可能エネルギーの導入目標に関する検討
- (7) 事業構想と事業計画の策定
- (8) 今後のスケジュールと推進体制に関する検討

以上の検討結果等を踏まえて、屋久島町地域脱炭素マスタープランを策定する。また、屋久島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の素案についてまとめる。

2.3. 履行期限

契約日～令和6年1月30日（火）

2.4. 業務実施上の条件

以下の通りとする。

(1) 打合せの実施

本業務の実施に当たっては、月2回程度の打合せを行うものとする。

(2) 関連する検討協議会等との連携、検討組織の運営支援

本調査の実施に当たっては、別途設置を予定している「脱炭素マスタープラン策定事業検討協議会」と連携して、必要な検討及び示唆を得るものとする。なお、検討協議会は、本調査期間内に3回程度の会議を予定している。

(3) その他

提案競技書等の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とする。

本仕様書に明示していない事項については、別途屋久島町と協議をするものとする。

(4) 提案限度価格

9,900千円（消費税込）以内とする。

2.5. 成果品

本業務の成果をとりまとめ、以下の成果物を提出すること。

(1) 報告書 20部

A4版カラー印刷で100ページ程度を想定。

(2) 電子ファイル式

CDまたはDVDで納品すること。

3. 応募資格

応募者は、次の要件をすべて満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない者

(2) 次の申立てがなされていない者

① 破産法（平成16年6月2日法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

② 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

③ 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

(3) 税金（国税、地方税）に滞納がないこと

(4) 次に該当しない者

① 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどとしたと認められる者

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるい

は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

4. 企画提案書の内容

応募者は、以下の書類を添えて応募する。

- (1) 企画提案書（様式1）

- (2) 本業務に関するプロポーザル提案（様式2）

1～4までについては、A4判3枚以内で整理するとともに、本業務に関する企画提案は、A4判5枚以内で分かりやすく簡潔に記載する。

- (3) 質問書（様式3）

本要領等の内容に関する質疑については、「質問書（様式3）」によりE-mailで、令和5年7月28日（金）17時まで受け付ける。なお、回答は、参加表明事務所すべてにE-mail等で回答する。

- (4) 参考見積

企画内容の項目別に見積を算出すること。（見積書は任意様式とします。）

- (5) 添付資料

- ① 企画提案者の登記簿謄本（写し可）
- ② 国税・地方税に滞納がないことの証明書（写し可）

5. 事業者の決定

以下の項目について評価を行い、決定する。

| 評価項目 | 評価の観点 | 配点 |
|----------------------------|--|------|
| 本業務に関する企画力、技術力、調査能力 | ・ 本業務を実施するための、企画力、技術力、調査能力が適切であること。 | 20点 |
| 各調査内容に関する提案 | ・ 本町の状況に関する理解度が適切であること。 ・ 本業務の趣旨を十分に理解した提案内容となっていること。 ・ 実現性のある提案となっていること。 ・ 独創性、先進性のある提案内容となっていること。 | 40点 |
| 同種または類似業務の実績、実施体制、実施スケジュール | ・ 本業務を実施するために必要となる能力及び実施体制を有していること。 ・ 本事業の実施、推進にあたって協力可能な有識者及び協力事業者等のネットワークを有していること。 | 30点 |
| 見積金額 | ・ 提案内容に対して、見積金額が適切であること。 | 10点 |
| 合計 | | 100点 |

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

| | |
|--------|----------------------|
| 募集開始 | 令和5年7月18日（火） |
| 参加申込提出 | 令和5年7月24日（月）17:00 まで |
| 質問締切 | 令和5年7月28日（金）17:00 まで |
| 提案締切 | 令和5年8月 4日（金）17:00 まで |
| 受託者選考会 | 令和5年8月10日（木）※予定 |

※選考は書類審査のみとし、事業者によるプレゼンテーションは実施しません。

(2) 提出方法

持参または郵送

【郵送の場合は、特定記録又は簡易書留にて期限までに必着のこと。】

(3) 提出先

屋久島町役場 観光まちづくり課
〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849-20
電話：0997-43-5900 FAX: 0997-43-5905
E-mail: shizen@town.yakushima.kagoshima.jp

(4) 提出部数 8部（参考見積と添付資料は1部のみで可）

提出書類は、様式3は8セットをクリップ留めとする。

7. その他

提出された企画提案書は、原則として返却しない。